

証券コード9025
平成30年6月8日

株 主 各 位

大阪府中央区伏見町四丁目3番9号
鴻池運輸株式会社
代表取締役兼 鴻池 忠彦
社長執行役員

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って平成30年6月26日（火曜日）午後5時45分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-------------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成30年6月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 大阪府中央区伏見町四丁目3番9号
HK 淀屋橋ガーデンアベニュー2階
当社大阪本社大会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい） |
| 3. 目的事項
【報告事項】 | | 1. 第78期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 【決議事項】 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.konoike.net/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ②連結計算書類の注記
- ③計算書類の株主資本等変動計算書
- ④計算書類の注記

従って、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が、監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした、事業報告ならびに連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

平成30年6月27日（水曜日） 午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



郵送（書面）によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、下記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

行使期限

平成30年6月26日（火曜日） 午後5時45分



インターネット等によるご行使

下記の行使期限までインターネット等により議決権をご行使して頂けます。
詳しくは次頁をご覧ください。

行使期限

平成30年6月26日（火曜日） 午後5時45分

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

インターネット等による議決権行使のご案内

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用頂くことによつてのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話、スマートフォンを利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話、スマートフォンの取扱説明書をご確認下さい。
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権の行使期限は、平成30年6月26日（火曜日）午後5時45分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等による方法の双方で議決権を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用頂く際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせ下さいませよう願ひ申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①当社グループの事業内容の多様化及び今後の事業展開に備え、事業の目的事項を追加、修正するとともに、一部号数の繰下げを行うものであります。
- ②当社では、取締役会の一層の活性化ならびに経営体制の強化、意思決定の迅速化などを図ることを目的として平成15年に執行役員制度を導入していますが、これを定款上明確にした上で、業務執行の最高責任者である社長は執行役員の役位とし、執行役員の中から社長を選定するとともに、取締役の員数を20名以内から10名以内とするものであります。また、これらに伴い、現行定款の取締役にに関する規定ならびにその他の関連規定につき修正を行うものであります。
- ③当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、経営の透明性をより高めるため、相談役に関する規定を削除するものであります。
- ④その他、上記の変更に伴う条数の変更のほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ~ (条文省略)	1. ~ (現行どおり)
17. <u>18.ガス機器の設計、製造、販売、整備点検業並びにガス器具設置工事業</u>	17. 18.各種ガス、冷暖房、流体輸送及び環境保全に関する各種設備機器の調査、設計、製造、施工、運転、保全、検査並びに販売
19. ~ (条文省略)	19. ~ (現行どおり)
41.	41.

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">42. (条文省略)</p> <p>第3条 ～ (条文省略) 第12条</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第14条 ～ (条文省略) 第16条</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>第18条 ～ (条文省略) 第19条</p>	<p style="text-align: center;">42.発電及び電気の販売並びに熱供給に関する事業</p> <p style="text-align: center;">43.保育施設の企画、運営及び運営受託</p> <p style="text-align: center;">44. (現行どおり)</p> <p>第3条 ～ (現行どおり) 第12条</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第14条 ～ (現行どおり) 第16条</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第18条 ～ (現行どおり) 第19条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第21条 取締役会の決議により、<u>相談役及び顧問</u>を委嘱することができる。</p> <p>② <u>相談役及び顧問</u>は、会社の業務に関し、<u>取締役社長</u>の諮問に応じ意見を述べることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ<u>取締役会の定める順序</u>により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第23条 ～ 第27条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役会が必要と認める役付取締役</u>を定めることができる。</p> <p>(顧問)</p> <p>第21条 取締役会の決議により、顧問を委嘱することができる。</p> <p>② 顧問は、会社の業務に関し、<u>代表取締役</u>の諮問に応じ意見を述べることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ<u>取締役会において定めた順序</u>により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第23条 ～ 第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第5章 執行役員
(新 設)	<u>(執行役員)</u>
	第28条 取締役会は、その決議によって執行役員を
	定め、業務を執行させる。
	② 取締役会は、その決議によって執行役員の
	中から社長執行役員1名を定めるほか、その
	他の役付執行役員を定めることができる。
	<u>(執行役員規程)</u>
	第29条 執行役員の職務等については、取締役会に
	おいて定める執行役員規程に基づくものと
	する。
第5章 監査役及び監査役会	第6章 監査役及び監査役会
第28条	第30条
～	～
第36条	第38条
(条文省略)	(現行どおり)
第6章 会計監査人	第7章 会計監査人
第37条	第39条
～	～
第39条	第41条
(条文省略)	(現行どおり)
第7章 計 算	第8章 計 算
第40条	第42条
～	～
第43条	第45条
(条文省略)	(現行どおり)

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社 株式の数
1	つじ 卓 史 (昭和17年10月3日生) 再任 【取締役会出席回数】 16回/16回(100%)	昭和41年4月 宇部興産株式会社入社 昭和58年10月 当社入社 常任顧問 昭和58年12月 当社専務取締役 昭和62年12月 当社代表取締役副社長 平成元年12月 当社代表取締役社長 平成12年6月 当社代表取締役会長 平成29年6月 当社取締役会長 (現在に至る)	331,920株
<p>【取締役候補者とした理由】 辻卓史氏は、長年にわたり当社の代表取締役として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。また、平成29年から業務を執行しない取締役として、中長期ビジョンの達成に向けて経営の監督を適切に行っています。これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	こうの いけ ただ ひこ 鴻池 忠彦 (昭和28年11月7日生) 再任 【取締役会出席回数】 16回/16回(100%)	昭和51年4月 株式会社鴻池組入社 昭和56年4月 当社入社 昭和58年12月 当社常務取締役 昭和62年12月 当社専務取締役 平成元年12月 当社代表取締役副社長 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成30年4月 当社代表取締役兼社長執行役員 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 大阪港総合流通センター株式会社代表取締役副社長	3,265,340株
<p>【取締役候補者とした理由】 鴻池忠彦氏は、長年にわたり当社の代表取締役として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。また、平成15年から社長として優れたリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上を牽引してまいりました。これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社 株式の数
3	こうの いけ ただ つぐ 鴻池 忠 嗣 (昭和57年11月30日生) 再任	平成18年4月 株式会社三井住友銀行入行 平成25年4月 当社入社 平成26年7月 当社経営企画本部部長 平成28年4月 当社執行役員 平成29年4月 当社常務執行役員 平成29年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成30年4月 当社取締役兼専務執行役員 新事業開発管掌、 新事業開発本部部長、 鴻池技術研究所長 (現在に至る)	846,000株
【取締役候補者とした理由】 鴻池忠嗣氏は、金融機関での実務経験や当社での経営企画部門及び国際物流事業における豊富な経験と実績を有しています。また、現在は新事業開発部門の管掌役員として、中長期を見据えた事業戦略を策定し実行しています。これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	なか やま えい じ 中山 英 治 (昭和33年10月29日生) 新任	昭和56年4月 当社入社 平成20年10月 当社大阪西支店長 平成21年6月 当社東海支店長 平成24年6月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役兼執行役員 平成28年4月 当社取締役兼常務執行役員 平成29年6月 当社常務執行役員 平成30年4月 当社常務執行役員 営業管掌 (現在に至る)	13,800株
【取締役候補者とした理由】 中山英治氏は、当社に入社以来、主に国内の事業部門の運営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。また、現在は営業部門の管掌役員として、中長期を見据えた事業戦略を策定し実行しています。これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	たけしま てつろう 竹島 徹郎 (昭和34年12月11日生) 新任	昭和57年4月 当社入社 平成21年6月 当社大阪港支店長 平成23年9月 当社海外事業本部(大阪)部長 平成24年6月 当社執行役員 平成29年4月 当社常務執行役員 平成30年4月 当社常務執行役員 管理管掌 (現在に至る)	16,200株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>竹島徹郎氏は、当社に入社以来、主に国内の事業部門の運営や、グループ全体の人材開発に携わり、豊富な経験と実績を有しています。また、現在は管理部門の管掌役員として、コーポレート・ガバナンスの強化及び経営の効率化を推進しています。これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
6	きむら なおき 木村 直樹 (昭和23年1月26日生) 再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和46年4月 株式会社朝日新聞社入社 昭和50年1月 松本油脂製薬株式会社取締役 昭和53年9月 松本油脂製薬株式会社入社 昭和57年12月 日本7E-カー・ケル加株式会社取締役 (現在に至る) 平成4年7月 松本油脂製薬株式会社代表取締役社長 (現在に至る) 平成11年4月 松本興産株式会社代表取締役社長 (現在に至る) 平成21年6月 当社社外監査役 平成29年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 松本油脂製薬株式会社代表取締役社長 松本興産株式会社代表取締役社長	0株
<p>【取締役会出席回数】 11回/12回(91.6%)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>木村直樹氏は、経営者としての高い見識と豊かな経験、優れた能力を備えられていることから、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけるものと判断したため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7	おおたよしひと 大田嘉仁 (昭和29年6月26日生) 新任 社外取締役 候補者 独立役員 候補者	昭和53年4月 京セラ株式会社入社 平成15年6月 京セラ株式会社執行役員 平成22年6月 京セラ株式会社取締役執行役員常務 平成22年12月 日本航空株式会社専務執行役員 平成27年12月 京セラコミュニケーションシステム株式会社 代表取締役会長 平成29年4月 京セラコミュニケーションシステム株式会社 顧問	0株
【社外取締役候補者とした理由】 大田嘉仁氏は、経営者としての高い見識と豊かな経験、優れた能力を備えられていることから、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけるものと判断したため、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 取締役候補者鴻池忠彦氏は、大阪港総合流通センター株式会社代表取締役副社長を兼務し、同社は当社と同一の営業の部類に属する営業を行っていることから競業関係にあります。また、取締役候補者木村直樹氏が代表取締役社長を務める松本油脂製薬株式会社と当社の間には、当社の貨物保管・輸送等の取引関係がありますが、第78期においてその規模は、当社の売上高の0.02%未満であります。その他各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木村直樹氏と大田嘉仁氏は社外取締役候補者であります。当社は木村直樹氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、大田嘉仁氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任した場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏は当社の取引先である日本航空株式会社に在籍しておりましたが、5年以上前に退職されており、現在同社の役職には何ら就いていないため、当社の独立役員としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
3. 木村直樹氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は9年であります。
4. 鴻池忠嗣氏の取締役会出席回数は、平成29年6月28日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
5. 木村直樹氏の取締役会出席回数は、平成29年6月28日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としており、同日付で監査役を退任するまでの取締役会には4回中3回に監査役として出席しております。
6. 当社と木村直樹氏は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。当社は、本議案において木村直樹氏が選任されますと同氏との間で同契約を継続する予定であり、また、大田嘉仁氏が選任されますと同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役藤井昭夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
ふじ い あき お 藤 井 昭 夫 (昭和31年6月24日生) (再任) 【取締役会出席回数】 16回/16回(100%) 【監査役会出席回数】 13回/13回(100%)	昭和55年4月 当社入社 平成19年7月 当社大阪西支店長 平成20年10月 当社社長室長 平成21年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役兼執行役員 平成26年4月 当社取締役社長付 平成26年6月 当社監査役 (現在に至る)	16,200株
【監査役候補者とした理由】 藤井昭夫氏は、当社において監査役を務めており、当社グループの経営全般に関する豊富な経験と実績を有しています。その豊富な経験に加え、当社の実情に通じていることから、監査役として適任であると判断したため、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。		

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、回復基調を維持する個人消費ならびに企業生産活動の持ち直しを背景にした堅調な設備投資を受け、総じて緩やかに回復しました。また、世界経済の成長により、輸出量も拡大しました。

物流業界におきましては、経済の緩やかな回復を背景に、生産量増加に伴い輸送量は総じて堅調に推移したものの、人手不足の深刻化に伴う人件費の上昇や燃料価格の上昇等のコスト増加圧力は依然として高く、厳しい状況が続きました。

このような経営環境のもと、当社グループでは、複合ソリューション事業や国際物流事業においては事業成長を図りつつ、国内物流事業では収益性の改善に努めるなど、各事業の状況に応じた取り組みをすすめました。事業機会拡大の手段として、M&Aも含めた検討を行っており、平成29年5月には、成長事業である空港関連分野の強化を目的に、株式会社NKSホールディング他4社の全株式を取得し、成田空港における事業基盤の強化を図りました。

さらに、人手不足のさらなる深刻化をはじめとする今後の事業環境の変化に対応すべく、経営の仕組みやコーポレート・ガバナンスのあり方の見直し等に着手いたしました。

当連結会計年度の業績といたしましては、鉄鋼関連分野の持ち直しや、食品関連分野の手堅い推移に加え、空港関連分野や海外関連分野等における連結子会社の増加等により、売上高は2,767億61百万円（前連結会計年度比7.1%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は110億67百万円（同8.2%増）、経常利益は115億36百万円（同7.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、70億42百万円（同3.7%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

1. 複合ソリューション事業

複合ソリューション事業におきましては、鉄鋼関連分野について、生産工程付帯業務の増加や新規連結会社の寄与等がありました。食品関連分野におきましては、一部飲料倉庫における契約内容の変更や、食品製造請負業務の減少はありましたが、その他の飲料等の配送センター業務の手堅い推移により、全体で増加しました。また、空港関連分野における新規連結会社や、メディカル関連分野における病院事業の増加が寄与し、売上高は1,920億65百万円（前連結会計年度比7.7%増）、セグメント利益は140億14百万円（同4.3%増）となりました。

2. 国内物流事業

国内物流事業におきましては、冷凍食品や食品原料の保管、配送取扱業務が減少した一方で、顧客センター内でのオフィス用品配送取扱業務が伸長した他、取扱ブランドの増加に伴い生活用品取扱業務等が増加し、売上高は490億28百万円（前連結会計年度比1.9%増）となりました。セグメント利益は、一部拠点における食品取扱業務終了に伴う減益要因はありましたが、前期に発生したオフィス用品配送センター業務の立ち上げコスト解消が寄与し、17億23百万円（同8.3%増）となりました。

3. 国際物流事業

国際物流事業におきましては、鋼材の輸出入取扱量が減少したものの、アメリカ向け製造設備部品の輸出業務獲得や、アジア向け精密機器製造設備の輸出の増加等により、売上高は356億67百万円（前連結会計年度比11.7%増）となりました。セグメント利益は、前期に発生した海外市場の一時的な調査費用の解消等により、9億70百万円（同63.0%増）となりました。

（事業別売上高の状況）

	金額	構成比
複合ソリューション事業	192,065百万円	69.4%
国内物流事業	49,028百万円	17.7%
国際物流事業	35,667百万円	12.9%
合計	276,761百万円	100.0%

（注）上記記載金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は69億79百万円であります。

- ・ 当連結会計年度中に完成した主要設備
国際物流事業 当社連結子会社KONOIKE-GENERAL,INC.
冷凍冷蔵倉庫新設
- ・ 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、長期借入金により23億円の資金調達を実施いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

① 「安全」と「品質」最優先の業務運営の徹底

特に複合ソリューション事業においては、顧客の生産工程における請負業務が中心となっておりますので、当該事業での安全・品質の不備は当社のみならず顧客の社会的な信用の失墜に繋がる事項であると認識しております。そのため当社グループでは、業務遂行上の安全性の向上ならびに製・商品の品質管理を徹底することが、事業遂行上重要と判断し、安全品質研修センターならびに鴻池テクノ研修センターでの研修活動等を通じて強化を図っております。今後も、安全・品質につきましても社内チェック体制の充実を図り、更なる向上を目指してまいります。

② 国内事業基盤の拡充と海外事業展開の推進

当社グループの現在の事業基盤は国内企業からの業務受託が中心となっております。主要顧客の中には当社の創業・設立初期より半世紀以上にも亘って継続的に業務を受託している顧客もございます。そのため今後につきましても、現在の主要取引を中心に、国内企業の生産工程支援や物流業務を更に拡充させていくことが、当社事業の経営基盤を堅実なものとするために重要であると認識しております。

一方で今後の世界的な経済動向を鑑みますと、新興国が消費市場として台頭してきており、国内事業を通じて培ったノウハウを海外に展開する機会が到来していると認識しております。そのため当社グループにおきましても、国内企業の海外ビジネス展開のサポートや海外企業に対するソリューション提供により一層注力するため、海外子会社の新設等を進めてまいります。

③ グループ経営管理体制の強化

当社グループは、関係会社67社（うち連結子会社41社）で形成されており、また当社単体でも約140箇所の営業所を有しております。そのため、営業所及び営業所を統括する支店・関係会社（以下、支店・関係会社等）から当社本部機能への報告ならびに当社本部機能からの指示が円滑になされることが、グループ経営を効率的かつ有効に進める上で必要と考えております。現在においても、支店・関係会社等の状況については、社内の各種報告・会議等を通して円滑な情報交換等がなされていると認識しておりますが、今後も更に管理体制を強化させるべく、本部機能の充実を実施してまいります。

④ 組織的営業力の強化

当社グループでは、当社ならびに当社関係会社がそれぞれ顧客の所在地や業務内容を踏まえた営業活動を推進しております。今後の当社グループの成長のためには、当社事業本部と支店・関係会社等との連携を強化し、顧客ニーズに合ったソリューションを提案することで、収益機会を逃さないことが必要であると認識しております。そのため、今後も事業本部と支店・関係会社等との情報共有に努め、当社グループとしての組織的な営業活動を推進してまいります。

⑤ 人材の確保・育成・適正配置

当社グループの業務遂行にあたっては、顧客の業種や製・商品特性によっては専門的な知見が必要となってまいります。そのため、必要な人材の確保ならびに育成は業務遂行上重要なものと認識しております。必要に応じ、採用活動ならびにグループ内の研修を通じたノウハウの伝達等によって人材の確保・育成に努めてまいります。

また、業務を効率的に推進する上では当社グループの人材の特性等を考慮し適切に配置することも重要と考えております。特に、各営業所における勤務時間の状況や個々人の業務に対する知見等を勘案し、機動的な対応をとることで、効率的な配置を行ってまいります。

⑥ コンプライアンスの充実

当社グループが継続して顧客から業務を委託されるためには、社会的な信用を高める必要があると考えております。そのためには上記の安全・品質のみならず、コンプライアンスの充実が重要であると認識しております。そのため今後につきましても、当社業務遂行上必要な法律等の知識について、研修等を通じてグループ内で共有するとともに、その遵守状況を内部監査等でチェックし、体制強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期	第76期	第77期	第78期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	244,982	252,550	258,332	276,761
経常利益 (百万円)	9,591	10,714	10,721	11,536
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	5,439	6,411	7,310	7,042
1株当たり当期純利益	95円60銭	112円68銭	128円46銭	123円70銭
純資産 (百万円)	84,742	88,596	95,348	101,162
総資産 (百万円)	192,841	191,773	204,655	211,808

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期	第76期	第77期	第78期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	178,140	181,993	187,374	196,982
経常利益 (百万円)	5,529	5,823	9,018	6,503
当期純利益 (百万円)	3,293	4,879	6,864	4,180
1株当たり当期純利益	57円89銭	85円76銭	120円62銭	73円43銭
純資産 (百万円)	65,287	68,627	74,020	77,295
総資産 (百万円)	158,030	157,354	168,386	170,370

(6) 重要な子会社の状況（平成30年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
鴻池メディカル株式会社	100百万円	100.0%	滅菌代行、院内外物流システム設計・運用、医療用具の販売
九州産交運輸株式会社	100百万円	100.0%	一般貨物自動車運送、鉄道・航空利用運送、通関業、倉庫業
株式会社Kクラントサービス	96百万円	90.0%	空港における航空便のグランドハンドリング業務
日本空輸株式会社	100百万円	100.0%	一般貨物自動車運送、航空利用運送、旅行業
株式会社エコイノベーション	100百万円	100.0%	製鉄用諸原料・資材の取扱及び販売、産業廃棄物処理業
関西陸運株式会社	87百万円	100.0%	一般貨物自動車運送（特別積合せ含む）、食料品の梱包・保管・仕分
株式会社Kスカイ	50百万円	90.0%	空港における航空便の旅客・航務業務
株式会社NKSホールディング	90百万円	100.0%	空港における航空便の旅客・グランドハンドリング業務
コノイケ・エアポートサービス株式会社	50百万円	100.0%	輸出入航空貨物取扱業務及び航空機内清掃・整理業務
此花運輸株式会社	45百万円	100.0%	一般貨物自動車運送、一般建設業
鳳テック株式会社	100百万円	60.0%	鋼材・鋼板コイルの荷造及び梱包
コノイケ・ビジネスマネジメント株式会社	10百万円	100.0%	金融業、不動産業
KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA, INC.	52,989千米ドル	100.0%	貨物倉庫保管、配送業務

(注) 1. 平成29年4月1日付をもって、関西陸運株式会社を存続会社、株式会社昭和倉庫を消滅会社とする吸収合併を行いました。

2. 当社は平成29年5月1日付で株式会社NKSホールディングの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

当社グループは、複合ソリューション事業、国内物流事業、国際物流事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 複合ソリューション事業

得意先の工場構内運搬事業、輸送事業や機工事業等、得意先密着型の業務を実施しております。

② 国内物流事業

冷凍・冷蔵倉庫を拠点とした定温物流事業及びドライ倉庫を拠点とした一般物流事業を実施しております。

③ 国際物流事業

国内外において、海上貨物、航空貨物取扱事業及び輸出入貨物の倉庫業務を実施しております。

(8) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

当 社	大阪本社	大阪府中央区伏見町四丁目3番9号
	東京本社	東京都中央区銀座六丁目10番1号
	支 店	大阪港(大阪市)、国際物流関西(大阪市)、国際物流関東(東京都中央区)、関西(大阪市)、和歌山(和歌山市)、千葉(千葉市)、鹿島(鹿嶋市)、西日本(大阪市)、東海(名古屋市)、静岡(焼津市)、関東中央(東京都台東区)、東日本(東京都台東区)、北日本(宮城県大和町)、中国九州(福岡市)、定温物流(東京都台東区)、関西中央(大阪市)、関東(千葉市)
鴻池メディカル株式会社	本 社	東京都千代田区有楽町一丁目6番4号
九州産交運輸株式会社	本 社	熊本市南区流通団地二丁目20番3号
株式会社Kクラントサービス	本 社	大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の21
日本空輸株式会社	本 社	東京都中央区銀座六丁目10番1号
株式会社エコイノベーション	本 社	茨城県鹿嶋市光3番地
関西陸運株式会社	本 社	香川県さぬき市昭和121番地20
株式会社Kスカイ	本 社	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地
株式会社NKSホールディング	本 社	東京都中央区銀座七丁目16番14号
コノイケ・イポートサービス株式会社	本 社	東京都大田区蒲田四丁目22番3号
此花運輸株式会社	本 社	名古屋市中村区上ノ宮町一丁目24番地
鳳テック株式会社	本 社	茨城県鹿嶋市光3番地
コノイケ・ビジネスマネジメント株式会社	本 社	大阪府中央区伏見町四丁目3番9号
KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA, INC.	本 社	1420 COIL AVENUE WILMINGTON, CA 90744 U.S.A.

(注) 当社は平成30年4月1日付で、九州支店(北九州市)を開設いたしました。

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
13,908 (9,971) 名	1,294名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,618 (6,184) 名	309名増	41歳0カ月	11年4カ月

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,500百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,000百万円
株式会社みずほ銀行	1,900百万円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 227,596,808株
- (2) 発行済株式の総数 56,933,332株（自己株式 320株を含む）
 (注)発行済株式の総数は、株式報酬型ストック・オプションの権利行使により、前期末に比べ、21,160株増加しました。

- (3) 株主数 3,044名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
江 之 子 島 商 事 株 式 会 社	5,040,888株	8.85%
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	4,902,718株	8.61%
鴻 池 運 輸 従 業 員 持 株 会	4,529,692株	7.95%
銀 泉 株 式 会 社	3,598,274株	6.32%
鴻 池 忠 彦	3,265,340株	5.73%
鴻 池 一 季	2,642,594株	4.64%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,480,022株	4.35%
大 阪 瓦 斯 株 式 会 社	2,248,912株	3.95%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,786,100株	3.13%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,344,700株	2.36%

(注) 持株比率は自己株式（320株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成30年4月9日付で株式報酬型ストック・オプションの権利行使により、発行済株式の総数は19,110株増加し、56,952,442株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		平成27年6月24日	平成28年6月23日	平成29年6月28日
新株予約権の数(注)1		3,345個	3,306個	2,048個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)1		普通株式 33,450株 (新株予約権1個につき10株)	普通株式 33,060株 (新株予約権1個につき10株)	普通株式 20,480株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の発行価格		1個当たり 14,310円	1個当たり 10,940円	1個当たり 13,830円
新株予約権の行使時の払込金額		1個当たり 10円 (1株当たり 1円)	1個当たり 10円 (1株当たり 1円)	1個当たり 10円 (1株当たり 1円)
新株予約権の権利行使期間		平成27年8月1日から 平成57年7月31日まで	平成28年7月30日から 平成58年7月29日まで	平成29年8月1日から 平成59年7月31日まで
新株予約権の行使の条件		(注)2	(注)2	(注)2
役員 の 保有 状況	取締役	新株予約権の数 2,048個	新株予約権の数 2,755個	新株予約権の数 2,048個
	(社外取締役を除く)	目的となる株式数 20,480株	目的となる株式数 27,550株	目的となる株式数 20,480株
		保有者数 4人	保有者数(注)3 5人	保有者数 5人

(注) 1. 当社取締役に交付された時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員いずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役、執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括して行使することができる。

(2) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称		第3回新株予約権	
使用人等への 交付状況	当社執行役員	新株予約権の数	5,273個
		目的となる株式の種類と数	普通株式 52,730株
		交付者数	25人

(注) 第3回新株予約権の権利内容の概要は、「① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」の該当部分と同様です。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	辻 卓 史		
代 表 取 締 役 社 長	鴻 池 忠 彦		大阪港総合流通センター株式会社 代表取締役副社長
代 表 取 締 役 副 社 長	清 水 正 義	管理管掌	
取 締 役 副 社 長	水 谷 吉 紀	営業管掌、事業開発本部本部長	
取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員	鴻 池 忠 嗣	海外事業本部副本部長、 経営改革推進本部副本部長	
社 外 取 締 役	天 江 喜 七 郎		
社 外 取 締 役	木 村 直 樹		松本油脂製菓株式会社 代表取締役社長 松本興産株式会社 代表取締役社長
監 査 役 (常 勤)	藤 井 昭 夫		
監 査 役 (常 勤)	藪 本 弘		
社 外 監 査 役	船 橋 晴 雄		シワ・インテリクト株式会社 代表取締役 第一生命保険株式会社 社外取締役 株式会社SMBC信託銀行 社外取締役 ケネディ株式会社 社外監査役 EPSホールディングス株式会社 社外監査役
社 外 監 査 役	堂 道 秀 明		ホテルマネージメントインターナショナル 株式会社 専務執行役員

- (注) 1. 当社は社外取締役天江喜七郎、木村直樹の両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。
2. 当社は社外監査役船橋晴雄、堂道秀明の両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。
3. 監査役數本弘氏は幅広い経験から、内部監査室長等を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
4. 社外監査役船橋晴雄氏は、日立キャピタル株式会社の社外取締役でしたが、平成29年6月23日付で退任いたしました。
5. 社外監査役船橋晴雄氏は、第一生命ホールディングス株式会社の社外取締役でしたが、平成29年6月26日付で退任いたしました。
6. 社外監査役船橋晴雄氏は、株式会社パソナグループの社外監査役でしたが、平成29年8月18日付で退任いたしました。
7. 木村直樹氏が代表取締役社長を務める松本油脂製菓株式会社と当社の間には、当社の貨物保管・輸送等の取引関係がありますが、第78期においてその規模は、当社の売上高の0.02%未満であり、同氏の社外取締役及び社外監査役としての客観的・公正中立な判断に影響を及ぼすものではないと見做しております。また、その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間にも特別の関係はありません。
8. 当社は、取締役会の一層の活性化ならびに経営体制の強化、意思決定の迅速化などを図るため、執行役員制度を導入しており、上記の取締役を兼務する執行役員のほか、専任の執行役員が25名（平成30年3月31日現在）おります。
9. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
清水正義	代表取締役副社長、 管理管掌、 CSR推進本部本部長	代表取締役副社長、 管理管掌	平成29年4月1日
水谷吉紀	取締役副社長、 営業管掌、 営業開発本部本部長	取締役副社長、 営業管掌、 事業開発本部本部長	平成29年4月1日
辻卓史	代表取締役会長	取締役会長	平成29年6月28日

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
川島利方	平成29年6月28日	任期満了	取締役兼常務執行役員 食品事業本部本部長
中山英治	平成29年6月28日	任期満了	取締役兼常務執行役員 生活関連事業本部本部長
木村直樹	平成29年6月28日	辞任	社外監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員数	報酬等の額
取締役	9名	292百万円
監査役	5名	58百万円
合計	14名	351百万円

- (注) 1. 上記には、平成29年6月28日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 平成29年6月28日開催の第77回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額8億円以内（うち社外取締役分年額300万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。また別枠で、平成27年6月24日開催の第75回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額1億円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。
4. 平成19年6月27日開催の第67回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額1億円以内と決議いただいております。
5. 上記報酬等の総額のうち社外役員5名の報酬等の額は33百万円であります。
6. 上記取締役の報酬等の額には、(注)3.記載のストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額280万円が含まれております。
7. 当社は、平成27年6月24日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退任慰労金制度を廃止し、同株主総会終了後引き続き在任する取締役及び監査役に対して、役員退任慰労金を打切り支給することを決議いただいております。
- 上記に加えて、平成25年6月25日開催の第73回定時株主総会決議に基づき、役員退任慰労金を下記のとおり支給しております。

区分	支給人員	支給額
退任取締役	3名	26百万円

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、前記「(1)取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動内容

地 位	氏 名	活 動 内 容
社外取締役	天 江 喜七郎	当事業年度中に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
社外取締役	木 村 直 樹	平成29年6月28日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
社外監査役	木 村 直 樹	平成29年6月28日付で辞任により退任するまで、当事業年度中に開催された取締役会4回のうち3回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会3回のうち2回に出席し、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。
社外監査役	船 橋 晴 雄	当事業年度中に開催された取締役会16回のうち14回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会13回のうち13回に出席し、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。
社外監査役	堂 道 秀 明	平成29年6月28日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会10回のうち10回に出席し、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	66百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要子会社のうち、KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA, INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配置計画、会計監査の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社内システムの導入に関する助言業務などを委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は再任しない等のことに関する議案及び会計監査人の選任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、平成29年11月27日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの整備に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

基本的な考え方

当社は、KONOIKEグループ経営理念「KONOIKEグループは、高い品質のサービスを提供し、世界の人々の幸福と安全で安心な社会の実現に役立つプロフェッショナルサービス集団を目指します。」を実現するために、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）から成るKONOIKEグループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

1. 内部統制システムの運営・改善に向けた取り組み体制

当社グループの業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の継続的な向上を図り、事業活動に伴う管理体制の整備・構築・運用を推進するために統合委員会を設置します。

また、統合委員会の下部組織として、内部統制部会、リスクマネジメント部会、コンプライアンス部会及び環境部会、並びにリスクマネジメント部会に情報セキュリティ分科会を設置します。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「KONOIKEグループ行動指針」において「私たちは法令や社会規範を守り、礼節を重んじ品格ある行動をします。」と定められていることに基づき、役員及び従業員の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するために「企業倫理規程」を制定し、法令・定款及び企業倫理の遵守の徹底に取り組みます。

(2) 「企業倫理規程」の遵守の徹底と実践的運用を行うため、役員及び従業員に対する教育・研修を実施するとともに、「コウノイケ・ヘルプライン運用規程」を定め、「コウノイケ・ヘルプライン」（以下「ヘルプライン」という）の窓口を社内・社外に設置するなどの体制を整備します。

(3) 「コンプライアンス規程」を定め、「コンプライアンス部会」を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築・推進を図ります。なお、同部会の委員の内1名は社外の有識者とします。

- (4)内部監査部門において、役員及び従業員の業務の適正性に関する内部監査を実施し、その結果については、代表取締役及び監査役に報告します。
 - (5)社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係断絶及び不当な要求への明確な拒絶のための体制の整備に努めます。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1)取締役の職務に係る議事録等の文書その他の情報は、「文書管理規程」等の社内規程に従い、各主管部門において、適切に保存及び管理を行います。
 - (2)取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できることとします。
 - (3)「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を整備するとともに、情報管理の徹底を図るため、リスクマネジメント部会の下に「情報セキュリティ分科会」を設置し、情報の取扱い、保管、セキュリティに関する適切な運用を図ります。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)「リスクマネジメント規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、「リスクマネジメント部会」を設置して、企業価値を毀損させる可能性のあるリスクの発現や、危機の発生を予防・抑制する活動を継続的に展開し、リスク管理の整備・構築を図ります。
 - (2)事業上のリスクは、①事業継続リスク②資産保全リスク③業務運営リスクの3つのカテゴリーに分類するとともに、各リスクを適正に管理するために、管理レベルを全社リスクと部門リスクに分け、それぞれのリスクについて「リスクマネジメント部会」で適切な管理を実施します。
 - (3)「事業継続計画（BCP）」を制定し、大災害や大事故、不祥事等の不測の事態が発生した時でも事業の継続や早期の復旧・再開ができる体制を構築します。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役の合理的な職務分掌及び適切な執行役員の任命を行います。
 - (2)取締役会を原則毎月開催し、取締役会規則に基づき、経営に関する重要事項について、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき審議・決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告します。また、経営会議規程を定め、取締役会の下部機関として経営会議を設置し、定期的に開催します。
 - (3)取締役会において策定した中期経営計画及び年度予算について、月次・四半期毎に業績管理を行い、達成状況の確認、計画及び予算の見直しを行います。

6. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①「関係会社管理規程」において、当社と子会社の情報共有及び業務上の報告についてルールを定めるとともに、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけます。
- ②定期的に当社及び子会社の取締役及び監査役が出席する関係会社月次報告会を開催し、経営上の重要情報の共有に努めるとともに、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対して随時当社取締役会又は当社取締役への報告を義務づけます。

(2)子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループが共有する「リスクマネジメント規程」を策定し、同規程において各リスクに応じて責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
- ②当社内に設置される「リスクマネジメント部会」は当社グループのリスク管理を担当する機関として、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題及びその対策を審議します。
- ③当社グループは、不測の事態や危機の発生時に備え、当社グループ全体の「事業継続計画（BCP）」を策定して、当社グループの役員及び従業員に周知徹底し、当社グループの事業継続の円滑な実施を図ります。

(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループは、各社の社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行い、分業体制による業務の専門化・高度化を図ります。
また、かかる体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図ります。
- ②当社グループを網羅する中期経営計画及び年度予算を策定します。かかる策定の作業については、経営層からのトップダウンと事業部門からのボトムアップを適切に組み合わせながら編成するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図ります。

(4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、「企業倫理規程」を制定するとともに「経営品質ハンドブック（マニュアル）」を作成し、当社グループの全ての役員及び従業員に周知徹底します。
- ②当社は、当社グループ各社の規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置するように努めます。
- ③当社は、当社グループの役員及び従業員に対し、定期的に法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。

- ④当社の内部監査室は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ各社に対する年一回の内部監査を実施します。
- ⑤当社は、当社グループ各社が利用可能な「ヘルプライン」を設置し運用します。
- ⑥当社グループの海外拠点については、当該拠点ごとに現地の法律・会計・税務についての随時の相談、アドバイスを求めることができる提携先を確保し、コンプライアンス体制の整備・運用に努めます。
- ⑦当社グループ各社は、反社会的勢力の排除に向けて「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」に基づき、体制の整備に努めます。

7. 監査役のその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役会の下に監査役室を置き、監査役室に監査役の職務を補助すべき専任の使用人を常時配置し、監査役の職務を補助させるものとします。
- (2)監査役補助者に関する人事を決定するにあたっては、監査役の意見を求めることとします。
- (3)当社は、「監査役監査基準」において、監査役の補助使用人に対する指揮命令権を定めます。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1)当社グループの役員及び従業員は、当社監査役からの業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
- (2)当社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等や、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行います。
- (3)当社の内部統制、内部監査、コンプライアンス及びリスク管理を所管する各担当部署は、定期的又は必要に応じて適宜遅滞なく監査役に対し、当社グループにおける内部統制、内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告します。
- (4)当社グループのヘルプライン担当部署は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に対し報告します。

9. 監査役への報告したことを理由として不利益扱いを受けないことを確保するための体制
- (1)当社は、「監査役監査基準」において、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。
 - (2)「コウノイケ・ヘルプライン運用規程」に基づいて、ヘルプライン担当部署は、当社グループの役員及び従業員から法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかわる通報を受けた場合、通報内容について速やかに監査役に報告します。
また、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記します。
10. 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制
- (1)当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
 - (2)当社は、監査役会が独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
 - (3)当社は、監査役職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。
 - (4)監査役は、内部監査室及び会計監査人との連携に努め、定期的な打ち合わせを行うほか、相互に監査結果についての報告会を行い、必要に応じ随時情報交換を行うことで監査の実効性を確保します。
- (注) なお、平成30年4月1日付で「内部統制システムの整備に関する基本方針」の内容を一部改定しております。主な改定内容は、リスクマネジメント部会の下にある情報セキュリティ分科会を情報セキュリティ部会に昇格して運用する体制に変更いたしました。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

KONOIKEグループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針における当事業年度の運用状況の概要は、以下のとおりです。なお、当社は、平成29年10月1日付で当社グループの業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の継続的な向上を図り、事業活動に伴う管理体制の整備・構築・運用を推進するために統合委員会を設置し、その下に内部統制部会、リスクマネジメント部会、コンプライアンス部会、環境部会及びリスクマネジメント部会に情報セキュリティ分科会を設置し実効性の確保に努めました。

1. 内部統制システム全般の運用状況

- (1)当社は、平成27年5月15日開催の取締役会で決議した本基本方針の趣旨及び内容等につきまして、当社グループの役員及び従業員に説明を行い、当社グループへの周知徹底を図りました。なお、内部統制システムの強化促進のために、統合委員会の下に発足しました内部統制部会を2回開催しております。
- (2)当社グループの内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、内部監査室は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき年間の内部監査計画を策定し、業務が適正かつ効率的に行われているか監査及び提言を行っております。なお、内部監査室は、監査の結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。
- (3)財務報告に係る内部統制については、評価を担当する内部監査室が「財務報告に係る内部統制の基本方針書」に従って、当社グループの内部統制評価を実施しております。

2. 業務執行の効率性の向上に関する取組みの運用状況

- (1)取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。
当事業年度は、取締役会は16回開催され、経営に関する重要事項及び業務執行状況について、実質的かつ活発な議論がなされており、意思決定の効率性及び監督の実効性は確保されております。
- (2)当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確にするため、執行役員を選任し、意思決定の迅速化を図っております。
また、当事業年度は経営会議を27回開催し、重要課題につき審議したほか、本部長定例会議を12回開催し、全般的な業務執行状況の報告を受けております。

3. 情報の管理に関する運用状況

- (1)当社は、情報管理について、社内規程の整備及び社内研修を通じて周知徹底を図っております。
また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）制定に伴い、「特定個人情報保護方針」及び「特定個人情報保護基本規程」（平成27年11月1日施行）を制定し、情報管理を強化しております。

4. コンプライアンス体制に関する運用状況

- (1)当社は、当社グループ共通の経営理念、経営指針、行動指針を定め、当社グループ各社の役員及び従業員に周知しております。また、社会から求められる倫理や行動規範等について定めた「経営品質ハンドブック」等を配布し、当社グループ内への周知徹底と研修等で浸透を図っているほか、当社グループ各社の役員及び従業員に対し、定期的にコンプライアンス研修会を実施しております。
- (2)当事業年度は、コンプライアンス部会を4回（四半期に1回）開催し、当社グループ内のコンプライアンスに係る課題と対応策等について、委員（社外委員1名を含む）間で議論を行い、当社グループのコンプライアンス体制の向上を図っております。
- (3)当社の「コウノイケ・ヘルプライン」は、当社グループ全体の内部通報制度として整備・運用しております。なお、内部通報窓口の周知徹底は、各事業場にポスターを掲示するとともに、社内イントラネットにおいて内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む利用ルールの徹底を図っております。
また、ヘルプラインの通報窓口に監査役へ直接通報する体制を整備しております。
なお、ヘルプラインの運用状況、重要な不正事案等については、定期的にコンプライアンス部会に報告を行っておりますが、当事業年度は、重大な法令違反等に関わる案件はありませんでした。
- (4)反社会的勢力との関係遮断について、社内周知の徹底と取引契約書への反社会的勢力排除条項の折り込み等を継続して対応しております。

5. リスクマネジメント体制に関する運用状況

- (1)当事業年度は、「リスクマネジメント部会」を3回（上半期1回、下半期2回）開催し、当社各部門及び子会社が抽出した「対象リスク」のモニタリング及び対応策の審議を行い、活動内容を含め、統合委員会に報告しています。
- (2)グループ全拠点に自衛消防組織を組成し、BCPを踏まえた災害対策体制の整備・運用を図っています。安否確認訓練、災害対策訓練等により、グループ全体での危機対応能力の向上を図っており、人命を守り、社会的責任を果たすべく、事業継続能力の向上のための取組みを実施しています。

6. グループ会社の経営管理に関する運用状況

- (1)当社は、子会社が予算及び中期経営計画を策定する際には、子会社より策定案の報告を受けるとともに当社グループ全体の観点から必要な指示を行い、子会社の業務の適正及び職務執行の効率化を図っています。
- (2)当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理上、重要な事項については、親会社である当社へ事前に報告を行うことで、子会社の業務の適正の確保に努めております。
また、毎月「月次報告会」を開催し、各子会社取締役から月次業績及び予算計画の進捗状況等についての報告を受け、その質疑応答を通して情報共有を図り、中期経営計画及び年度予算について進捗管理を実施し、グループ経営としての一体性を確保しております。

(3)子会社の損失の危機管理については、当社グループ全体が一体となり、「リスクマネジメント規程」、「事業継続計画（BCP）」等を策定し、不測の事態や危機の発生に備えるべく、取組みを行っております。

7. 監査役の職務執行の運用状況

- (1)当事業年度は、常勤監査役2名、社外監査役2名で構成される監査役会を13回開催しました。なお、監査役の職務を補助する部門として監査役室を設け、取締役の指揮命令から独立した専任のスタッフを配置しております。
- (2)監査役は、「取締役会」のほか「経営会議」、「月次報告会」、「統合委員会」等の重要な会議に出席するとともに必要な意見を述べました。また、内部監査室、内部統制部門と毎月1回定期的な連絡会を開催し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- (3)監査役は、子会社監査役と定期的に連絡会を開催し、子会社決算に関する情報を交換し、必要に応じて適宜報告を受け、情報の収集をしております。会計監査人とは、往査の結果報告を受けているほか、定期的な情報交換を行っております。当事業年度は、子会社監査役と4回、会計監査人とは9回情報・意見交換を行っております。
- (4)監査役は代表取締役社長との定期会合を4回開催し、情報交換とともに当社グループの課題について意見交換を行っております。また、監査役は社外取締役と意見交換会を開催し、連携を図っております。
- (5)監査役が監査方針・計画に従った監査を実施するにあたり、必要とされる費用等については、適切に処理しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 基本方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略等を総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的・安定的かつ業績・収益状況に対応した配当の実現を目指してまいります。

(2) 当期配当の理由

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり18円とさせていただきます。

この結果、平成29年12月4日に実施の中間配当金（1株当たり18円）を含む当事業年度の年間配当金は、1株当たり36円となります。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	87,915	流 動 負 債	53,467
現金及び預金	30,039	支払手形及び買掛金	15,598
受取手形及び売掛金	50,962	短期借入金	4,244
未成工事支出金	42	1年内償還予定の社債	3,000
貯蔵品	1,400	1年内返済予定の長期借入金	3,137
繰延税金資産	2,898	未払費用	10,841
その他	2,625	未払法人税等	3,193
貸倒引当金	△54	その他	13,452
固 定 資 産	123,893	固 定 負 債	57,177
有 形 固 定 資 産	97,008	社債	20,000
建物及び構築物	41,786	長期借入金	8,502
機械装置及び運搬具	8,523	リース債務	2,860
土地	41,381	繰延税金負債	744
リース資産	3,625	再評価に係る繰延税金負債	1,668
建設仮勘定	327	退職給付に係る負債	19,348
その他	1,363	役員退任慰労金引当金	156
無 形 固 定 資 産	5,933	長期未払金	1,837
のれん	3,165	その他	2,059
その他	2,768	負 債 合 計	110,645
投 資 其 他 の 資 産	20,950	純 資 産 の 部	
投資有価証券	11,601	株 主 資 本	100,050
長期貸付金	383	資本金	1,710
繰延税金資産	2,908	資本剰余金	778
退職給付に係る資産	141	利益剰余金	97,561
その他	6,101	自己株式	△0
貸倒引当金	△185	その他の包括利益累計額	△2,174
資 産 合 計	211,808	その他有価証券評価差額金	4,366
		土地再評価差額金	△5,111
		為替換算調整勘定	772
		退職給付に係る調整累計額	△2,202
		新 株 予 約 権	283
		非 支 配 株 主 持 分	3,003
		純 資 産 合 計	101,162
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	211,808

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		276,761
売上原価		252,118
売上総利益		24,642
販売費及び一般管理費		13,575
営業利益		11,067
営業外収益		
受取利息	149	
受取配当金	268	
貸倒引当金戻入額	6	
投資有価証券評価損戻入益	13	
その他	399	837
営業外費用		
支払利息	221	
為替差損	52	
その他	92	367
経常利益		11,536
特別利益		
固定資産売却益	413	
投資有価証券売却益	68	
その他	27	509
特別損失		
固定資産除売却損	120	
子会社株式売却損	22	
投資有価証券評価損	84	
減損	474	
その他	10	712
税金等調整前当期純利益		11,333
法人税、住民税及び事業税	4,630	
法人税等調整額	△480	4,149
当期純利益		7,183
非支配株主に帰属する当期純利益		140
親会社株主に帰属する当期純利益		7,042

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	58,093	流 動 負 債	46,106
現金及び預金	13,302	支払手形	3,218
受取手形	1,310	買掛金	14,841
電子記録債権	4,586	短期借入金	3,900
売掛金	34,607	1年内返済予定の社債	3,000
未成工事支出金	34	1年内返済予定の長期借入金	2,900
貯蔵品	648	リース債	571
繰延税金資産	2,154	未払費用	4,591
短期貸付金	40	未払法人税等	8,232
その他の金	1,412	未払消費税等	2,137
貸倒引当金	△5	預り金	1,310
固 定 資 産	112,276	設備購入支払手形	425
有 形 固 定 資 産	68,207	設備購入支払手形	879
建物	27,086	その他	96
構築物	1,207	固 定 負 債	46,968
機械及び装置	3,305	社債	20,000
車両運搬具	2,082	長期借入金	7,400
工具、器具及び備品	1,068	リース債	1,580
土地	31,404	再評価に係る繰延税金負債	1,668
リース資産	2,010	退職給付引当金	12,797
建設仮勘定	40	資産除去債務	1,536
無 形 固 定 資 産	1,534	長期未払金	1,743
借地権	600	その他	241
ソフトウェア	852	負 債 合 計	93,074
ソフトウェア仮勘定	70	純 資 産	77,858
その他の金	10	株 主 資 本	77,858
投 資 其 他 の 資 産	42,534	資 本 金	1,710
投資有価証券	10,612	資 本 剰 余 金	918
関係会社株式	24,947	資 本 準 備 金	918
出資金	1	利 益 剰 余 金	75,229
関係会社出資金	1,860	利 益 準 備 金	427
長期貸付金	189	その他利益剰余金	74,802
関係会社長期貸付金	793	固定資産圧縮積立	1,680
繰延税金資産	1,284	別 途 積 立 金	48,080
差入保証金	2,691	繰 越 利 益 剰 余 金	25,041
その他の金	1,076	自 己 株 式	△0
貸倒引当金	△922	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△845
資 産 合 計	170,370	その他有価証券評価差額金	4,265
		土地再評価差額金	△5,111
		新 株 予 約 権	283
		純 資 産 合 計	77,295
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	170,370

招集・通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		196,982
売 上 原 価		182,868
売 上 総 利 益		14,114
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,059
営 業 利 益		6,054
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	499	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 戻 入 益	13	
そ の 他	214	732
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	97	
社 債 利 息	94	
そ の 他	91	283
経 常 利 益		6,503
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	285	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	55	
子 会 社 株 式 売 却 益	25	
そ の 他	30	396
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	30	
減 損	197	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	250	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	55	
そ の 他	6	540
税 引 前 当 期 純 利 益		6,359
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,666	
法 人 税 等 調 整 額	△487	2,178
当 期 純 利 益		4,180

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

鴻池運輸株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 祥二郎[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目 細 美[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鴻池運輸株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鴻池運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

鴻池運輸株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 吉村 祥二郎^④
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 目細 実^④
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鴻池運輸株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

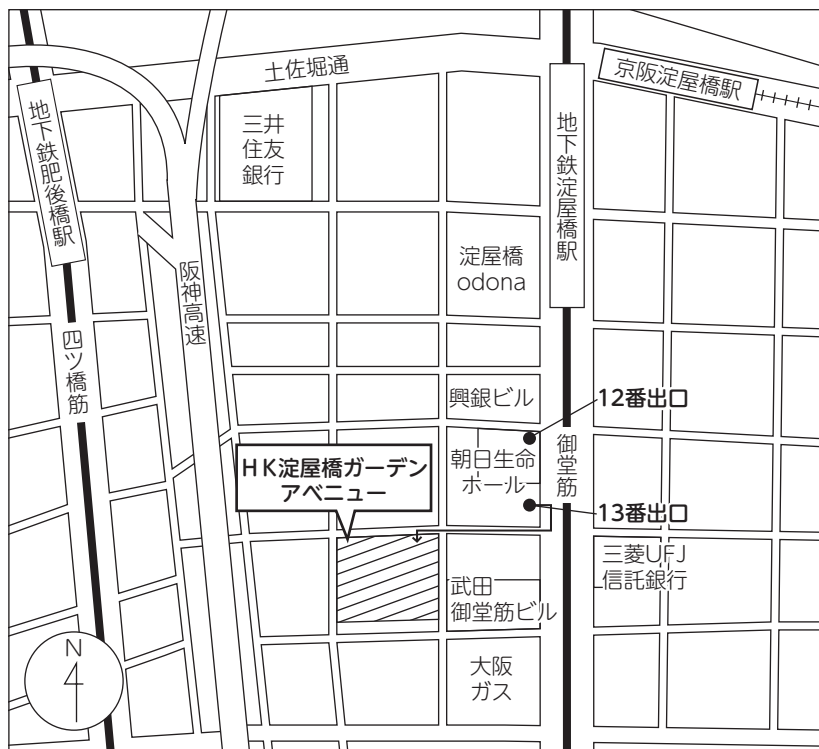
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

鴻池運輸株式会社 監査役会
 監 査 役（常勤） 藤井 昭夫Ⓔ
 監 査 役（常勤） 藪本 弘Ⓔ
 社外監査役 舩橋 晴雄Ⓔ
 社外監査役 堂道 秀明Ⓔ

以 上

株主総会会場 ご案内図



会場 大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
HK 淀屋橋ガーデンアベニュー2階
電話 06-6227-4600

最寄りの駅 地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅 (⑫または⑬番出口より徒歩約2分)

※会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承願います。

※会場には外来者専用駐車場・駐輪場がございませんので、公共の交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

